

議 長 日程第1「議案第34号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議案第34号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年6月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号）が公布されたことによる国民健康保険税の課税限度額及び保険税軽減所得の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、提案するものであります。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、町民課のほうから細部説明をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴います条文を、国から提示された額に変更するものでございます。

それでは1枚おめくりいただきたいと思っております。議案第34号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。ということで、改正文を見ただけだとわかりづらいと思っておりますので、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表にて説明させていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、国のほうの医療保険制度改革の一環として国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者にかかわる保険税の軽減制度の拡充に伴う改正でございまして、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険税の見直しになります。

それでは、第2条の規定でございまして、国保税を課税したときの限度額を規定してございます。国保税の課税につきましては、大きく基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金分の3つの課税対象がございまして、今回まず第2項につきましては、基礎課税額の限度額を定めてございまして、その額52万円を2万円引き上げさせていただき、54万円にするものでござ

ございます。

次の第3項につきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額を定めておりますけれども、その額やはり17万円を2万円引き上げさせていただき、19万円にするものでございます。よって今回の改正により、27年度までの国保税の総額の課税限度額、介護保険納付額を含めて85万円であったものが、28年度分からは4万円引き上げられ89万円ということになります。

次に第23条の国民健康保険税の減額の規定でございますけれども、第2条を改正したことに伴い改正するもので、この条に規定する計算により出た額についての限度額の規定でございます。限度額については第2条と同じ額となります。第2条と同様の改正をさせていただくもので、次のページにまたがりましますけれども、52万円を54万円に、17万円を19万円に改めるものでございます。

次の第2号と3号の規定につきましては、低所得世帯に対しての保険税を軽減するための判定する所得を規定してございますけれども、その額を引き上げるものでございます。第2号につきましては、保険税を5割軽減するための所得の出し方の判定基準でございますけれども、改正前は1人当たり所得が26万円でありましたものを、5,000円引き上げさせていただき、26万5,000円にするものでございます。

次の第3号、これも保険税を2割軽減するための課税の所得の出し方の判定基準でございますけれども、改正前は1人当たり所得が47万円でありましたけれども、1万円引き上げ48万円にするものでございます。これは、物価上昇の伸びによって今まで軽減対象者だった人が軽減から外れないようにするための政策でございます。この改正により、減額される方の拡充が図られることになります。

それでは、改正本文の1ページにお戻りいただきたいと思っております。附則を説明させていただきたいと思っております。施行期日。この条例は、公布の日から施行する。適用区分といたしまして、第2項で改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例ということにさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

これに伴います予算の対応でございますけれども、これから7月に本算定を行います。今回の改正による影響分を含めまして、その算定の結果により9月補正なりで補正の対応をさせていただきたいと考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第34号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。